

工事名：新港ふ頭12・13号岸壁背後舗装工事(R3-2)

| | |
|------|---|
| 質問内容 | <p>施工実績について</p> <ul style="list-style-type: none">・対象工事 舗装一式工事[アスファルト舗装工の実績(元請)がある者]と記載されていますが、土木一式工事においてアスファルト舗装工を施工した工事も対象工事として認められるでしょうか。ご教示願います。 <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p> |
|------|---|



土木一式工事においてアスファルト舗装工を実施した場合には対象工事とはなりません。
舗装一式工事 [アスファルト舗装工の元請実績がある者] が対象工事となります。
なお、対象工事の元請実績がある場合、工事实績を証明する資料 (コリンズ等) を提出してください。